

委託者からの委託注文の取扱い等の明確化に伴う

受託契約準則等の一部改正新旧対照表

目 次

(ページ)

1. 受託契約準則の一部改正新旧対照表 ······ 1
2. システム売買実施細則の一部改正新旧対照表 ······ 2

## 受託契約準則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p><u>(立会再開時等における委託注文の効力)</u></p> <p><u>第6条の4 委託注文は、第6条第1項第8号に規定する委託者が指示した当該委託注文の有効期限までの間においては、本所が臨時に立会の停止を行った場合、EFP取引若しくはES取引、EFF取引若しくは立会外取引の停止を行った場合又は当該委託注文に係る売買注文の効力を失わせた場合においても、その効力を有する。ただし、当該場合に委託注文を失効させる旨の受託取引参加者と委託者との間の取決め又は委託者からの指示があるときは、この限りでない。</u></p> <p><u>(本所が委託注文に係る売買注文の効力を失わせた場合における委託注文の取扱い)</u></p> <p><u>第6条の5 受託取引参加者は、本所が委託注文に係る売買注文の効力を失わせた場合には、当該委託注文について改めて発注するものとする。ただし、これと異なる当該受託取引参加者と委託者との取決め若しくは委託者からの指示があるとき又は委託注文が失効しているときは、この限りでない。</u></p>	<p>(新設)</p>
<p>附 則</p> <p>この改正規定は、令和3年4月26日から施行する。</p>	

システム売買実施細則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p><u>(取引可否についての報告)</u></p> <p><u>第13条の2 当社は、業務規程第9条第1項の場合の立会の臨時開閉に関する判断（立会の停止の期間に関する判断を含む。）に当たって当社が必要があると認めるときは、同第19条第2項に定める取引参加者の業務責任者に対して、当社が定めるところにより取引を行うことの可否について報告を求めることができる。</u></p> <p><u>2 取引参加者は、前項に定めるところにより報告を求められた場合には、速やかにこれを行わなければならない。</u></p>	<p>(新設)</p>

附 則

この改正規定は、令和3年4月26日から施行する。